もの　0.0303

G_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0242

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0304

G_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.02415

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03030

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00064

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00067

$G_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00113

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00117

$G_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00153

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

H_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

I_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

I_{15}＝0.004

I_{16}＝0.002

もの　0.0304

G_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0304

G_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00108

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

$G_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00064

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00067

$G_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00113

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00117

H_n　都市生活環境整備特別対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

I_{13}　ア　平成13年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

J_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

K_{13}　ア　平成13年度市場公募都市に係るもの　0.007

イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

K_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

K_{15}＝0.004

K_{16}＝0.002